

南牧村結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南牧村結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条(1)中「令和4年1月1日」を「令和5年3月1日」に改め、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第3条(1)中「400」を「500」に改める。

第4条(1)を削除し、(2)を(1)に改める。

第5条第1項中「住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、」の次に「夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は1世帯あたり60万円、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の場合は」を加える。第3号中「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に改め、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第6条(8)を削除し、(9)を(8)に改め、第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第7条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第8条第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

様式第1号5添付書類の「退職証明書」を削除する。

様式第4号2添付書類の「退職証明書」を削除する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。